

遠藤国賠控訴審判決についての会長声明

2021年（令和3年）3月2日、東京高等裁判所第7民事部は、当会会員である遠藤直也弁護士（以下、「遠藤弁護士」という。）が控訴人（原告）となって提起した弁護人の接見交通権・弁護権の侵害を理由とする国家賠償請求訴訟（以下、「遠藤国賠」という。）について、遠藤弁護士の控訴を棄却する判決（以下、「本件決」という。）を言い渡した。当会はこの不当な判決に強く抗議する。

そもそもこの遠藤国賠は、千葉刑務所の接見室において、遠藤弁護士がスマートフォン（電子通信機器）の地図アプリケーションを使用したところ、そのことを理由に千葉刑務所の職員に接見を中断させられた事案である。遠藤弁護士は、覚せい剤密輸事件を担当しており、弁護活動上の必要から、地図アプリケーションで被告人に外国の地図を示して打合せを行っていた。このような接見交通権侵害行為に対し、遠藤弁護士は国家賠償請求訴訟を提起した。

第1審の千葉地方裁判所は、2020年2月12日、地図アプリケーションの使用は接見交通権の保障が及ばない、地図アプリケーションの使用を理由に接見を中断することは適法であるとして遠藤弁護士の主張はすべて排斥してその請求を棄却した。

本判決も、第1審判決を踏襲し、スマートフォンの地図アプリケーションを示した打ち合わせについて刑事訴訟法39条1項の接見交通権の保障が及ばないと判断した。

本判決は、その判断の前提として、弁護人の接見交通において罪証隠滅のおそれを想定しているものと考えられるが、このような判断は、これまでの裁判例（広島高等裁判所平成31年3月28判決等）の判断から逸脱し、弁護士というプロフェッションへの冒瀆ともいえる。

当会は、本判決の接見交通権、刑事弁護に対する理解の欠如に対し、強い抗議の意思を表明するため、本声明を出すものである。

2021年（令和3年）3月 9日

千葉県弁護士会

会 長 眞 田 範 行